

社会福祉法人うるま市社会福祉協議会 行事の共催等に関する取扱い基準

(趣旨)

第 1 条 この基準は、社会福祉法人うるま市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が本会以外の団体等が行う事業の共催、後援又は協賛（以下「共催等」という。）の承認について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この基準において次に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 行事 講演会、公演会、講習会、展示会、展覧会、球技会、バザー等の集会又は催しをいう。
- (2) 共催 行事の企画又は運営に参加し、共同主催者としての責任の一部を分担することをいう。
- (3) 後援 行事の趣旨に賛同し、その開催を援助することをいう。
- (4) 協賛 行事の趣旨に賛同し、協力することをいう。

(承認の基準)

第 3 条 本会会長（以下「会長」という。）は、福祉の推進に資すると認められる行事であって、かつ公共機関、公共団体、社会福祉団体若しくは関係機関団体等に準ずる者が主催するものについて、共催等の申請があった場合には、共催等を承認できる。ただし、次の各号に掲げる行事は、共催等の対象から除くものとする。

- (1) 営利団体が行う営利意図をもつ行事
- (2) 公序良俗に反する行事
- (3) 政治的又は宗教的意図をもつ行事
- (4) 個人の行事
- (5) 本会の運営方針又は福祉事業等に合致しないと思われる行事
- (6) その他会長が不適当と認める行事

(承認申請の手続き)

第 4 条 共催等を申請しようとする者は、行事の共催要請書に必要事項を記載して、会長に提出するものとする。

(承認審査及び決定)

第 5 条 会長は前条の申請書を受理したときは、当該申請に係る内容を審査し、承認すべきものと認めたときは、共催等承認通知書を交付するものとする。

(承認の取消し等)

第 6 条 会長は、共催等に係る行事について、基準に反する事項が生じた場合には、その承認を取消することができる。

(その他)

第 7 条 この基準によりがたい場合は、その都度会長が決定する。

附 則

この基準は、平成 17 年 10 月 7 日から施行する。